

高 知 県

建設技術者必携
建設工事技術管理要綱

令和~~6~~7年7月改正

施工管理、工程管理、出来形管理、品質管理等における段階確認については、監督職員は、契約書、設計図書、施工計画書等に基づき立会確認を行わなければならない。

段階確認について、主たる工種別の確認時期、確認項目及び確認の程度等の標準内容等は、別途定める「段階確認及び施工状況把握一覧表」によるものとする。

② 施工状況把握

工種別の施工時期における、品質規格、打設順序、天候及び施工状況等を把握しなければならない。

施工状況の把握については、各種別の施工時期、把握項目及び把握の程度の標準内容等は、別途定める「段階確認及び施工状況把握一覧表」によるものとする。

③ 監督職員が必要と認める主たる種別及びその確認・把握等については、適宜追加することができる。

(4) 施工管理

施工管理については、契約書、設計図書、施工計画書等に基づき監督を行うこと。

(雑則)

第5条 この技術基準に定めるもののほか、工事の請負契約の監督に関し別途細目を定めることができる。

附 則 (平成17年4月1日)

この技術基準は、平成17年4月1日から施行する。

この技術基準は、平成19年7月1日から施行する。

この技術基準は、平成22年10月1日から施行する。

この技術基準は、平成29年10月1日から施行する。

この技術基準は、令和6年7月1日から施行する。

この技術基準は、令和7年7月1日から施行する。

高知県建設工事監督技術基準第4条（2）による

監督業務標準内容

契＝契約書（標準書式）

共仕＝共通仕様第1編

項 目	業 務 内 容	関連図書等
1. 契約の履行の確保		
(1) 契約書及び設計図書の内容の把握	契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書及び下記の項目について把握する。 ① 配置技術者の専任制及び技術者の適正な配置。 ② 施工体制台帳及び施工体系図の整備。 ③ その他契約の履行上必要な事項。	契 第10条 共仕1-1-1-14²
(2) 施工計画書の受理等	受注者から提出された施工計画書により詳細に打ち合わせを行い、施工計画の概要を把握した後受理する。	共仕1-1-1-56
(3) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾協議、受理等	契約書及び設計図書に基づいた指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む）及び受理等については、必要により現場状況を把握し、適切に行う。	契 第9条 共仕1-1-1-78
(4) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	① 契約書第18条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちにその内容を確認する。 また、工事測量は工事着手後直ちに実施させるとともに、設計図書の照査を受注者に求めその内容を確認する。 ② 前項の調査結果を受注者に通知する。 必要により工事内容及び計画の変更、設計図面の訂正内容を定め、指示する。 ただし、重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ総括監督員の承認を受けたうえで、指示する。 ③ 施工前及び施工中に文化財等を発見した場合は、工事作業を中止し、総括監督員に報告しその指示に従う。	契 第18条 共仕1-1-1-38⁴² 契 第18条 契 第19条 事前協議 契 第19条
(5) 変更設計図面及び数量等の作成	一般的な変更設計図面及び数量については、受注者からの確認資料等をもとに作成する。 ① 実施設計と変更を対比し、工種・数量等の変更について、適正な変更理由により、書面において指示・承諾等を行っているかを確認する。数量については現地、写真にて確認する。 ② 変更による工程・工期及び諸手続等を確認する。 変更については、各々是对等な対場における合意に基づいて、行われなければならない。	契 第18条 共仕1-1-1-3
(6) 関連工事及び分割・繰越工事等との調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工及び時期等についての調整を行う。 ① 施工が重複する工事を発注する場合は、他の工事が完成後当該工事が施工できる分割発注等、もしくは、施工時期等を調整しなければならない。	契 第2条

項 目	業 務 内 容	関連図書等
	② 別途発注工事に重なり当該工事を施工する場合は、契約書の部分使用及び部分引渡しに関する規定に従わなければならない。	契 第34条 契 第39条
(7) 工程把握及び工事促進指示	受注者からの履行報告又は実施工程に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。	契 第11条 共仕1-1-1-247
(8) 工期変更協議の対象通知	契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条、第22条、第23条第1項及び第44条第2項の規程に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。	共仕1-1-1-167
(9) 総括監督員への報告		契 第20条
1) 工事の変更、中止及び工期の延長の検討並びに報告	① 工期を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、その内容を検討し、総括監督員へ報告する。 ② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その内容を検討し総括監督員に報告する。	契 第22条
2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	工事目的物若しくは工事材料等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、総括監督員に報告する。	契 第28条
3) 不可抗力による損害の調査及び報告	① 天災等の不可抗力により、工事目的物、工事仮設物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を総括監督員に報告する。 ② 損害額の負担請求内容を審査し、総括監督員に報告する。	契 第30条 共仕1-1-1-439 契 第30条
4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害等の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、総括監督員に報告する。	契 第29条
5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合は、品質及び出来形を中間検査に準じた検査を行い、総括監督員に報告し、次の事項を実施しなければならない。 ① 受注者の承諾を得る。 ② 使用部分は管理者の責任を持って使用する。 ③ 使用したことにより損害が生じたときは、費用を負担する。 ④ 使用することに法的手続き等の必要性を確認する。 ⑤ 完成検査で施工完成が確認出来ない（重複施工等）部分使用は、部分引渡（部分完成検査）の検査を行う。	契 第34条 共仕1-1-1-225
6) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査を行い、総括監督員に報告する。	契 第38条 共仕1-1-1-21A3
7) 部分引渡し	工事完成前に指定部分の引渡を受けることができる。5)⑤の当該工事以外で使用する場合、及び他工事と重複施工等により、当該工事の完成時に施工確認検査のできないもの等の場合は部分完成検査を実施する。	契 第39条
8) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不適当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者下請負人等が工事	契 第12条

項 目	業 務 内 容	関連図書等
9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告 10) 工事の未着手	の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、総括監督員に速やかに報告する。 ① 契約書第48条第1項及び第49条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、総括監督員に対して速やかに報告する。 ② 請求者から契約の解除の通知をうけたときは、契約解除要件を確認し、総括監督員に報告する。 ③ 契約が解除された場合は、出来形部分並びに材料等の調査を行い、総括監督員に報告する。 受注者が正当な理由がなく工事に着手しないとき、その他契約の履行が確保されないおそれが認められたときは、速やかにその理由を調査して総括監督員に報告する。	契 第47条 契 第48条 契 第49条 契 第50条 契 第51条
2. 施工状況の確認等		
(1) 事前調査等	下記の事前調査業務を行う。 ① 工事基準点の指示。 ② 既設構造物の確認。 ③ 支給（貸与）品の確認。 ④ 事業損失防止家屋調査の立会い。 ⑤ 受注者が行う官公庁等への届出の把握。 ⑥ 工事区域用地の把握。 ⑦ その他必要な事項。	共仕1-1-1-3842 共仕1-1-1-178 共仕1-1-1-3640
(2) 指定材料の確認	設計図書において、監督職員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立ち会いのうえ調査し、又は調査について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質、規格等の試験、立会い又は確認を行う。	契 第14～15条
(3) 施工体制の点検	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号以下「適正化法」という。）及び同法に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）に基づき、工事現場の適正な施工体制の確保のため、発注者が監督業務等において、把握することとされている事項について点検する。 また、建設工事請負契約書の規定による現場代理人の工事現場常駐確認についても、あわせて点検する。	
(4) 工事施工の立会	設計図書において、監督職員の立ち会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立ち会いを行う。	契 第14条
(5) 工事施工状況の確認 （段階確認） （中間検査）	契約図書、施工計画書及び「段階確認及び施工状況把握一覧表」に基づき、臨場等により確認の検査を行う。 ① 工事に際し、構造物の施工計画高（上げ越し）を別途に設け施工した場合は、施工直後に監督職員は確認をしなければならない。 又、経過測定等の記録保管を指示しなければならない。	

項 目	業 務 内 容	関連図書等
(6) 工事施工状況の把握	② 出来形等を確認するため中間検査を行う必要がある場合は、高知県建設工事監督規程及び高知県建設工事検査規程等の定めに従い実施の確認を行う。	契 第17条
(7) 施工安全	主要な工種について、適宜臨場により施工状況の把握を行う。	
(8) 改造請求及び破壊による確認	① 工事の施工が契約図書等に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示を行う。	
	② 契約書第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。	
(9) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し	① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認の上、引渡しを行う。その際、借用書または受領書を徴し、常にその状況を明らかにしておかなければならない。	契 第15条
	② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合は、総括監督員に報告しその指示に従う。	契 第15条
3. 円滑な施工の確保		
(1) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。	
(2) 関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。	
4. 工事管理の指導等		
(1) 施工管理	工事施工に関して工程、品質、出来形等の管理は、設計図書及び施工計画書等に基づきその目的が達せられるよう、必要に応じ指導を行う。 品質、出来形等については検査、測定及び品質、出来形管理図表等を高知県建設工事技術管理要綱の管理基準、規格値等と対比し確認を行う。	共仕1-1-1-236

目	業 務 内 容	関連図書等
5. 工事完成の処理		
(1) 工事完成通知書の提出と受理。	受注者は、工事を完成したときに10日以内に通知しなければならないが、監督職員は高知県建設工事監督規程等の規定に従い、設計図書等と照合し完成を現地確認した後、通知書を受理しなければならない。 ① 工事監督職員は工期の履行期限を確認し、期限を越したものは契約違反として、工事を安全に処置した後直ちに中止し総括監督員に報告しなければならない。	契 第32条
(2) 工事検査の準備及び通知	② 完成確認を認められない場合は、再工事を指示するとともに、履行期限を確認しその措置を図らなくてはならない。	共仕1-1-1-242 1-1-1- 243 1-1-1- 244
(3) 工事完成検査等の立会い	工事監督職員は、当該工事の契約書、設計図書、その他関係書類等検査に必要と認められるものについて準備し、また措置するよう受注者に指示するとともに検査日を連絡する。 工事監督職員は工事の完成、中間の各段階における工事検査に立ち会うとともに、工事検査職員の指示により検査業務を補助し協力しなければならない。また、原則として事業担当班長又はチーフは検査時に立ち会わなければならない。	
(4) 工事成績の評定	工事検査職員が工事の検査を実施したときは工事成績評定要項に基づき工事成績の評定を行う。	
6. その他		
(1) 工事の影響による損害対策	工事作業による掘削、杭打ち、重機移動等により、振動、騒音、地下水遮断等の影響が考えられる場合は事前に調査等対策を立て工事を着手しなければならない。また、工事中にその影響が認められた場合は、状況を調査し総括監督員に報告をするとともにその指示に従わなければならない。	
(2) 現場解体材及び発生品の処理	工事現場における解体材及び発生品については、規格、数量等の調書を受理し確認した後、その処理方法について指示する。	共仕1-1-1-189
1) 再生資源の利用計画及び利用促進計画と実施	①再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及び、その結果の再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書の作成と提出受理。	
2) 産業廃棄物の計画と実績	②産業廃棄物計画書及び管理票（マニフェスト）の作成と提出受理。	
(3) 臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上特に必軍があると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。	契 第27条
(4) 工事事故等に対する措置	工事事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し土木部土木政策課、技術管理課及び事業主管課に報告する。	共仕1-1-1-426 共仕1-1-1-304

段階確認及び施工状況把握一覧表

種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認時期	確 認 の 程 度
共 通	誤字・相違・脱字等 : 1-1-1-1		
	・受注者に誤字等の指示を求められたものについて、計画等確認の上指示する。		
共 通	設計図書の照査等 : 1-1-1-3		
	・契約書第 18 条の条件変更の確認できる資料を監督職員に提出、監督職員は確認し指示を行う。	施工前 施工途中	条件変更毎
共 通	請負代金内訳書 : 3-1-1-2		
	・請負代金内訳書の提出の確認。	着手前	
共 通	施工計画書 : 1-1-1- 66		
計 画 ・計画書の提出については、打ち合わせ後に受理をする。	・受注者から、施工前に工事目的物を完成するために施工計画書の提出内容について、安全適正な施工計画を確認し受理をする。 ・計画打ち合わせは、契約図書・法・現則等に基づき又工程等安全に早期完成を目指す計画を立案する。		
共 通	提出書類等 : 1-1-1- 67 ・1-1-1- 911 ・1-1-1- 102		
コリンズ 工事の下請負 施工体制台帳 及び施工体系 図	・コリンズの提出の確認。 ・下請負の施工が行われる場合は、施工体制台帳及び施工体系図と下請契約書の提出を確認。	着手時 施工前 施工中	
共 通	監督権限行使（指示等） : 1-1-1- 78		
	・監督職員が指示等の権限を行使するときは、監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認（自筆氏名、確認印、確認サイン等）し書面により行うこと。		
共 通	工事期間・工期 : 1-1-1- 910 ・1-1-1- 145 ・1-1-1- 167 ・1-1-1- 247		
工事着手 一時中止 工期変更 履行期限	・工事の着手について把握。 ・工事施工に際し、必要な場合は工事の全部又は一部の施工を中止。 ・工期の変更について変更理由が適否であるか確認。 ・工事が履行期限に完了されたかを確認。		

種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認時期	確 認 の 程 度
共 通	設計図書の変更等 : 1-1-1-156 数量の算出 : 3-1-1-7		
変更 数量	・工事変更指示に従って、変更申請図を作成し提出を期限を限り義務づけ指示を行し、提出変更申請図と現地を確認する。 ・出来形測量の結果を基に、実施設計及び書面による変更指示と、出来形図及び寸法数量を対比し、管理基準及び規格値を満たしたものを確認し設計数量として計上。		変更設計及び指示、承諾毎。

共 通	材料関係 : 第2編第1章第2節・1-1-1-178・1-1-1-189		
支給材料 貸与品	・工事完成時に支給品精算書を、また支給材貸与品は使用前に量、規格、性能等を記した要求書の提出を確認。		工事現場発生品・再生資源利用計画及び利用促進計画と実施書・産業廃棄物計画実施書
現場発生品	・施工により生じる発生品は、現場発生品調書の提出を受け引き取りを受ける。		
工事使用材料の品質等	・材料品質の外観、数量、品質証明書等を照合し材料検査（確認）を行う。		

共 通	監督員検査（段階確認・立会） : 3-1-1-6		
段階確認 計画表及び段階確認 実施表	・段階確認計画表の作成を施工計画書に記載することを義務付けており、この打合わせ時に両者は再チェック。 ・段階確認は受注者が臨場の上行い、確認毎に確認内容を記載し、両者が押印又はサインした書面（段階確認実施表）を交換すること。		仕様書、施工計画書等に定めた毎に検査。

共 通	検査 : 1-1-1-242		
工事完成通知書	・受注者から提出される工事完成通知書を受理するにあたり、監督職員は工事を設計図書と照合し、完成と認められたものについて受理しなければならない。		

共 通	部分使用 : 1-1-1-225		
部分使用 部分引渡	・当該工事以外の工事等により、完成、引き取り前に当該工事の一部を使用する際は、契約書第33条、第38条の規定に従い処理。 ・この際使用する部分について、部分完成検査及び軽微なものは監督職員の確認（技術者必携等参照）を行う。	使用損害補償 完成検査時の不可視部分	

種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認時期	確 認 の 程 度
共 通	施工管理 : 1-1-1-2 3 <u>6</u>		
	・当該工事に必要な管理項目を、高知県建設工事技術管理要綱等に記載義務付けており、この施工計画書の打合わせ時に両者は再チェックし把握。		

共 通	環境対策 : 1-1-1-3 4 <u>5</u>		
環境対策 事業損失	・施工計画書の打ち合わせ時に、環境への影響が発生した場合の対応策を検討。 ・工事による第三者に損害が生じた場合（施工計画書打ち合わせ時に損害の発生が新たに予想される場合等を含む。）は、直ちにその原因と対処を図らなければならない。	施工前 施工前中	

共 通	工事測量 : 1-1-1- 38 <u>42</u>		
	・工事測量、用地測量等の起工測量の結果を、契約書第18条の様式に従い報告指示し、差異あれば条件変更処理（契約書第18・19条等）を行う。 ・設計変更が必要と思われる場合は追加点測点等の詳細な測量を指示するとともに確認を行う。		

共 通	提出書類 : 3-1-1-15		
	・工事請負契約関係の書式集等に基づき、提出される書類を受理する際は、その書類項目を確認した上で、受理をする。 ・設計変更、請負金額変更、工期変更に関する書類。 ・設計条件、施工に際し提出等を義務づけた書類、監督指示指導に関する書類。 ・工事完成通知書は、設計内容と工事目的物が適正に施工されているかを確認の上受理。 ・請求書は、受注者が工事の完成検査等の決定通知を確認し、その後に提出されたものを受理。	書類全般	

○高知県建設工事検査規程

(昭和 42 年 1 月 17 日訓令第 3 号)

昭和 44 年 11 月 14 日訓令第 20 号 昭和 52 年 8 月 9 日訓令第 12 号
昭和 53 年 8 月 1 日訓令第 11 号 昭和 55 年 4 月 1 日訓令第 6 号
昭和 56 年 4 月 1 日訓令第 2 号 昭和 56 年 11 月 24 日訓令第 13 号
昭和 63 年 4 月 1 日訓令第 7 号 昭和 63 年 10 月 1 日訓令第 13 号
平成 2 年 4 月 1 日訓令第 7 号 平成 6 年 4 月 1 日訓令第 5 号
平成 9 年 4 月 1 日訓令第 3 号 平成 10 年 4 月 1 日訓令第 2 号
平成 11 年 4 月 1 日訓令第 17 号 平成 13 年 4 月 1 日訓令第 14 号の 3
平成 15 年 4 月 1 日訓令第 4 号 平成 15 年 8 月 1 日訓令第 14 号の 2
平成 18 年 4 月 1 日訓令第 7 号 平成 19 年 4 月 1 日訓令第 18 号
平成 20 年 4 月 1 日訓令第 8 号 平成 21 年 4 月 1 日訓令第 4 号
平成 27 年 4 月 1 日訓令第 3 号 令和 7 年 2 月 21 日訓令第 1 号

令和 7 年 6 月 20 日訓令第 9 号

高知県建設工事検査規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、工事の請負契約の履行の確保のために行う検査(以下「工事検査」という。)を、適正かつ効率的に執行するために必要な事項を定めるものとする。

(工事検査の種類)

第 2 条 工事検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 完成検査 工事の全部又は一部が完成した場合に、その工事が請負契約図書に従い適正に施行されたかを確認するために行うもの
- (2) 中間検査 工事を適正に施行させるため、施工段階における工程、品質、出来形等について請負契約図書に従い適正に施行されたかを確認するとともに、査察及び指導を目的として行うもの
- (3) 出来高検査 請負者から請負代金の部分払の請求があった場合、工事の完成が遅延したため違約金を徴収する必要がある場合又は工事の進捗状況を把握するため必要がある場合に、その出来高を確認するとともに、請負契約図書に従い適正に施行されたかを確認するために行うもの
- (4) 材料検査 契約の履行に当たって使用する工事用材料の品質、規格、数量等についてを確認するために行うもの
- (5) その他の検査 前各号に掲げるもののほか、検査命令権者が必要があると認めたもの

(検査命令権者)

第 12 条 委託を行った部長、工事を主管する部長又は検査命令権者(以下この条において「検査命令権者等」という。)は、検査職員から工事検査の結果の報告を受け、総合的な判断のもと検査結果の決定を行い、請負者に通知しなければならない。

2 検査の合否を決定するに当たり、検査命令権者等は、検査処置検討会議を設け、検査処置を決定することができる。

3 検査命令権者等は、工事検査の結果、不合格であると認めたときは、修補、改造、手直し等(次項において「手直し等」という。)の措置を講ずることを監督規程第 2 条第 2 項の総括監督員に通知しなければならない。

4 手直し等について措置が完了したときは、検査命令権者は、検査職員を指命し、再度工事検査を行わなければならない。

(工事成績の評定)

第 13 条 検査職員は、工事検査を実施したときは、別に定めるところにより工事成績の評定を行わなければならない。

(適用除外工事)

第 14 条 この規程の規定は、当初の請負対象金額が 25400 万円を超えない別に定める軽微な工事については、適用しないことができる。

(雑則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、工事検査の実施に関し別に細目を定めることができる。

付 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和 42 年 2 月 1 日から施行する。

(他の規程の一部改正)

2 高知県農業土木事業検査規程(昭和 41 年 7 月高知県訓令第 42 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則(昭和 44 年 11 月 14 日訓令第 20 号)

この訓令は、昭和 44 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 52 年 8 月 9 日訓令第 12 号)

この訓令は、昭和 52 年 8 月 9 日から施行する。

附 則(昭和 53 年 8 月 1 日訓令第 11 号)

この訓令は、昭和 53 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成18年4月1日訓令第7号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日訓令第18号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日訓令第8号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日訓令第4号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日訓令第3号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和7年2月21日訓令第1号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年6月20日訓令第9号)

この訓令は、令和7年6月20日から施行する。

	・材料検査	・工事検査担当の課室 課室長、副参事、補佐、土木技査、建築技査、技査 ・事業主管課及び出先機関の監督職員
--	---	---

注：・債務各年最終出来高検査とは、債務工事において、建設工事請負契約書第40条第2項の支払限度額に対応する各会計年度の最終の出来高検査。

- ・林業出先機関においては技術次長を次長とする。
- ・少額工事とは、当初の請負対象金額が25400万円未満とするを超えない工事。
- ・出先機関のないとは、出先機関を所属していないもの、又は出先機関において検査業務を行っていないもの。

(検査命令)

第3条 検査命令権者は、検査規程第7条に留意し同第3条、第4条、第5条、第6条の規定に従い、次の各号について検査の命令を行うものとする。

- (1) 請負者から、工事完成通知書又は指定部分にかかる工事完成通知書、出来高検査請求書、工事材料検査請求書、工場製品検査請求書及び部分引渡検査請求書の提出があった場合。
- (2) 監督職員から検査の要請があった場合。
- (3) 新工法工事、新材料等使用工事、特殊な工事等で検査の必要を認める工事。
- (4) 検査の依頼委託を受諾した工事検査。

2 検査命令権者が、検査規程第5条第2項による複数指命する対象工事は下記のとおりとする。

- (1) 当初の1件の請負対象金額が5億円以上の工事
- (2) 仮組検査を設計計上している大規模橋梁(上部工)工事
- (3) ダム工事
- (4) 100m以上のトンネル工事
- (5) 特に検査命令権者が必要と認めた工事

(検査の実施)

第4条 検査職員が検査を行うにあたっては、別に定める高知県建設工事検査技術基準に従って行うものとする。

2 中間検査については、検査規程第2条第(2)号及び監督規程第20条の規定によるほか、中間検査対象範囲及び中間検査回数並びに検査時期を次に定め実施するものとする。

(1) 中間検査対象範囲

- ア 当初請負対象金額5000万円以上の工事を原則とする。
- イ 新工法、新材料等を使用した工事、又は特殊工事等の場合とする。
- ウ 維持補修、除草、植栽管理等の単純工事は除くことができるものとする。

(2) 中間検査回数

- ア 1回を原則とする。ただし、低入札工事は2回を原則とする。(低入札工事とは、低入札価格調査制度調査対象工事をいう。)

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、工事検査の実施に関し別途細目を定めることができる。

(適用外工事)

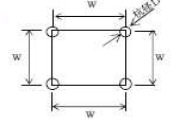
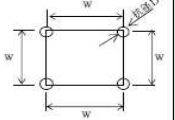
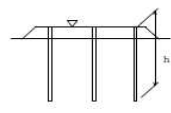
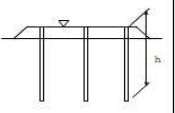
第9条 一般的な土木工事を除く軽微な修繕設備補修工事等については、検査規程第14条の規定により適用除外工事とすることができる。

附則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和2年10月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 34 この要領は、令和7年7月1日から施行する。

頁	現行(令和6年)							改訂版(令和7年)							改定理由
	1 出来形管理基準及び規格値(案) 目 次							1 出来形管理基準及び規格値(案) 目 次							
	編、章、節	条	技書	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	編、章、節	条	技書	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
P.285	第3編 土木工事共通編							第3編 土木工事共通編							諸基準類との整合
	第2章 一般施工							第2章 一般施工							
	第7節 地盤改良工	3-2-7-9	2	固結工	スラリー攪拌工		I - 69	第7節 地盤改良工	3-2-7-9	2	固結工	スラリー攪拌工 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編 固結工(スラリー攪拌工)・バーチャルドレーン工編」による管理の場合		I - 69	

出来形管理基準及び規格値（案）

頁	現行(令和6年)											改訂版(令和7年)											改定理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	編	章	節	条	技番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考	編	章	節	条	技番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
P380-1	3	土木工事共通編	2	一般施工	7	地盤改良工	パーザカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		3-2-7-7	3	土木工事共通編	2	一般施工	7	地盤改良工	パーザカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		3-2-7-7	該基準値との整合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
								杭径D	設計値以上		杭径D	設計値以上								ペーパードレーン工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	杭径D	設計値以上		杭径D		設計値以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
								行込長さh	設計値以上	全本数		3-2-7-8								行込長さh	設計値以上	全本数		3-2-7-8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
								締め固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	サンドドレーン、 袋詰式サンドドレーン、 サンドコンパクションパイルの砂投入量	全本数 計器管理にかえることができる。										締め固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	サンドドレーン、 袋詰式サンドドレーン、 サンドコンパクションパイルの砂投入量	全本数 計器管理にかえることができる。 サンドコンパクションパイル工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													</

頁	現行(令和6年) 品質管理基準及び規格値(案)										改訂版(令和7年) 品質管理基準及び規格値(案)										注意書き
	工 種	種 別	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	備 考	試験成績表等による確認	工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	備 考	試験成績表等による確認			
P.513	6 既製土工	土工	その他	鋼管杭・杭群グラー工 (内部の セメントミルクの圧縮 強度試験	セメントミルク工法に用 いる鋼管の強度及び 充填定容の圧縮強度 試験 JIS A 1108	設計図書による	鋼管杭の採取回数は一概に単位では 30本/1回、連続では120本/1回とし、採取本数は1回につ き3本とする。なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従っ て作成した。 9.5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値:20N/㎡		6 既製土工	土工	その他	鋼管杭(鋼管パイ プ・セメントミルクの 管を含む)・杭群 グラー工 (内部の セメントミルクの圧 縮強度試験	セメントミルク工法に用 いる鋼管の強度及び 充填定容の圧縮強度 試験 JIS A 1108	設計図書による	供試体の採取回数は一概に単位では 30本/1回、連続では120本/1回とし、採取本数は1回につき3本と する。なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成し た。 9.5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値:20N/㎡		最も記録の明 細化		
P.521	11 アスファルト 舗装	プラント	必須	アスファルト量抽出後 度分析試験	練炭調査・試験法使用 法JIS C 118	アスファルト量:±0.3%以内	・中規模以上の工事:定期的または随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められたとき、 所字記録の場合:全数または抽出し、ふない分け試験 1〜 2回/日	・中規模以上の工事には、管理図を働いた上での管理 が可能な工事を含む。舗装施工面積が10,000㎡未満 は3,000㎡以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理図または施工管理に反映できる規模 の工事を含む。同一工種の施工が数日連続する場合 で、以下のいずれかに該当するものを含む。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t未満 (コンクリートでは400㎡以上 1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについて小規模工事とし て取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の材料が100t以上のもの	○	11 アスファルト 舗装	プラント	必須	アスファルト量抽出 後度分析試験	練炭調査・試験法使用 法JIS C 118	アスファルト量:±0.3%以内	・中規模以上の工事:定期的または随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められたとき、 所字記録の場合:全数または抽出し、ふない分け試験 1〜2回/日	・中規模以上の工事には、管理図を働いた上での管理が可能な工事を含む。舗装施工面積が10,000㎡未満は3,000㎡以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理図または施工管理に反映できる規模の工事を含む。同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものを含む。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 (コンクリートでは400㎡以上 1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについて小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の材料が100t以上のもの	○	試験停止		
P.555	27 覆土コンク リート(DATM)	土工	必須	コンクリートの圧縮強度 試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の 80%以上であること。 追加の試験結果の平均値は、指定した呼 び強度以上であること。 1)回の試験結果は、3回の供試体の試 験値の平均値)	・発注し時または、工場出荷時に、連続検定から採取した試料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20 回〜100回ごと1回、及び発注し時に品質変化が認めら れた時。 なお、テストピースは打設場所毎に、1回につき6個 (e 7〜3個、 e 28〜3個)とする。	・立方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が 250mm〜25mmの場合は175kg/㎡、40mmの場合は 165kg/㎡を基本とする。		27 覆土コンク リート(DATM)	土工	必須	コンクリートの圧縮 強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の 80%以上であること。 追加の試験結果の平均値は、指定した呼 び強度以上であること。 1)回の試験結果は、3回の供試体の試 験値の平均値)	・発注し時または、工場出荷時に、連続検定から採取した試料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20回〜100 回ごと1回、及び発注し時に品質変化が認められた時。 なお、テストピースの採取は、1回につき6個(e 7〜3個、 e 28〜3個)とする。	・立方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が250mm〜25mmの 場合は175kg/㎡、40mmの場合は 165kg/㎡を基本とする。		試験停止		
P.561	19 路上再生 土工(表面)	材料	必須	土の粒度試験	JIS A 1204	・舗装再生使用(参照 表)より、路上再生用粗骨材の選別 ・粒度範囲による	当初及び材料の変化時			19 路上再生 土工(表面)	材料	必須	土の粒度試験	JIS A 1204	・舗装再生使用(参照 表)より、路上再生用粗骨材の選別 ・粒度範囲による	当初及び材料の変化時			舗装再生時の 配合		
P.562	21 路上表層再 生土工(表面)	土工	必須	かさばくし戻 しに準じる。	・舗装再生使用(参照 表)に準じる。	・0.7cm以内	1,000㎡ごと。			21 路上表層再 生土工(表面)	土工	必須	かさばくし戻 しに準じる。	・舗装再生使用(参照 表)に準じる。	・0.7cm以内	1,000㎡ごと。			舗装再生時の 配合		

	現行(令和6年)										改訂版(令和7年)										改定理由
	撮影箇所一覧表(出来形管理)										撮影箇所一覧表(出来形管理)										
	【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】										
頁	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要			
							撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]				
P.637	3	2	4	4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量	1施工箇所に1回 〔打込後〕	3-2-4-4	3	2	4	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量	1施工箇所に1回 〔打込後〕	3-2-4-4	枝番の追加 新規追加 諸基準類との 整合		
						根入長	1施工箇所に1回 〔打込前〕									根入長	1施工箇所に1回 〔打込前〕				
						数量	全数量 〔打込後〕									数量	全数量 〔打込後〕				
						杭頭処理状況	1施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕									杭頭処理状況	1施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕				
P.637										3	2	4	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	偏心量(鋼管 杭・掘削心)	1施工箇所に1回 〔打込後〕	3-2-4-4			
																根入長(鋼管杭、 ロッド)	1施工箇所に1回 〔打込前〕				
																数量、杭径(ソイル セメント柱径)	全数量 杭頭余盛部の撤去前、杭 頭処理後				
																杭頭処理状況	1施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕				
P.649	3	2	7	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所に1回 〔打込後〕	3-2-7-9	3	2	7	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所に1回 〔打込後〕	3-2-7-9			
						深度	1施工箇所に1回 〔打込前後〕									深度	1施工箇所に1回 〔打込前後〕				
							ただし、(スラリー攪拌工)において 「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案) 第8編 固結工(ス ラリー攪拌工)編」により出来形管 理資料を提出する場合は、出来形 管理に関わる写真管理項目を省 略できる。										ただし、(スラリー攪拌工)において 「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案) 第8編 固結工(ス ラリー攪拌工)・パーチャルドレー ン編」により出来形管理資料を提 出する場合は、出来形管理に関わ る写真管理項目を省略できる。				